

## 新宿区東京 2020 大会区民協議会設置要綱

## (設置)

第 1 条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に向けて、区民、関係団体・機関及び新宿区（以下「区」という。）の間の情報の共有及び連絡調整を強化するとともに、地域の自主的な取組を促進することにより、これらのものが一体となって地域の発展に取り組んでいくため、新宿区東京 2020 大会区民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 関係者間における大会に関連する情報の共有及び連絡調整に関すること。
- (2) 大会の開催に向けた気運の醸成に資する区民及び団体等の取組に関すること。
- (3) 大会の開催に向けた区の事業の推進に関すること。

## (構成)

第 3 条 協議会は、区長及び次に掲げる者につき区長が委嘱し又は任命する者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 区内各種団体の構成員
  - (3) 区の審議会等の構成員
  - (4) 区議会議員
  - (5) 区の職員
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要と認められる者
- 2 区長は前条に定める協議事項に知見を有する者を委嘱することができる。

## (座長及び副座長)

第 4 条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、協議会の構成員（以下単に「構成員」という。）の互選により定める。
- 3 座長は、協議会を主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第 5 条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

## (構成員以外の者の出席等)

第 6 条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は構成員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

## (部会)

第 7 条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長の指名する構成員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき構成員のうちから座長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を主宰し、並びに部会の検討の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域振興部東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課が担当する。

(協議会の廃止)

第9条 協議会は、平成33年3月31日までに廃止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。